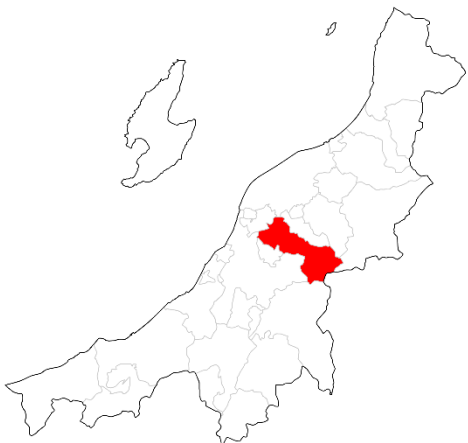


三条市「こくわ酒」特区

都道府県名：	新潟県	
申請主体名：	三条市	
区域の範囲：	三条市の全域	
特区の概要：	地域農産物である果実「こくわ」を原料とした果実酒を製造し、販売や農家レストランなどでの提供を通じて新たな特産品の創出による地域ブランドの確立を図り、地域の魅力向上や交流人口の拡大に向けた取組につなげるとともに、地域農産物の利用拡大など産地の維持・発展を目指す。そのためには現在製造免許取得要件で規制されている果実酒の最低製造数量基準 6 キロリットル以上を規制緩和する必要がある。	
適用される規制の特例措置：	・ 特定農業者による特定酒類の製造事業 ・ 特産酒類の製造事業	



収穫を待つこくわ



棚田から眺める豊かな自然